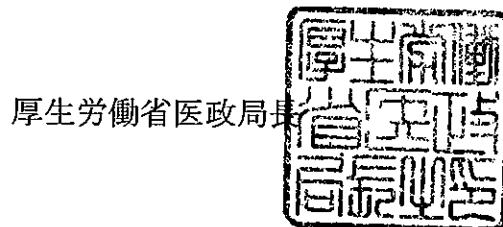


医政発 0629 第 8 号
平成 23 年 6 月 29 日

各都道府県知事 殿



東日本大震災による医療法第 8 条の規定等による届出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令の施行について（施行通知）

今般、東日本大震災による医療法第 8 条の規定等による届出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令（平成 23 年政令第 194 号。別添参照。）が平成 23 年 6 月 29 日に公布され、同日施行されたところですので、貴職におかれましては、御了知の上、管下政令指定都市、保健所設置市、医療機関、関係団体等に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 制定の趣旨

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定による義務の免責については、東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 23 年政令第 19 号）第 4 条により、平成 23 年 6 月 30 日までとされていたところ。今般、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 8 条の規定等による届出の義務については、平成 23 年 6 月 30 日までに義務の履行が困難な場合があることから、法第 4 条第 3 項の規定に基づき、免責の期限を延長することとした。

第二 本政令の内容

- 1 免責の期限を平成 23 年 12 月 31 日まで延長する義務（第 1 号関係）
 - ① 医療法第 8 条の規定による臨床研修等修了医師等が診療所等を開設する場合の届出の義務
 - ② 医療法第 8 条の 2 第 2 項の規定による病院等を休止又は再開した場合の届出の義務

- ③ 医療法第9条第1項の規定による病院等を廃止した場合の届出の義務
 - ④ 医療法第9条第2項の規定による病院等の開設者が死亡し、又は失踪宣告を受けた場合の届出の義務
- 2 免責の期限を平成23年9月30日まで延長する義務（第2号関係）
医療法第52条第1項の規定による医療法人の事業報告書等の届出の義務

第三 施行期日

本政令は、公布の日から施行すること。

第四 留意事項

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置について（通知）」（平成23年3月17日付け医政発0317第22号厚生労働省医政局長通知）第二において列挙した義務のうち以下のものであって、東日本大震災により履行期限が到来するまでに履行されなかつたものについては、免責の期限を平成23年6月30日から延長しないので、御留意いただきたい。

- 1 医療法関係
 - ① 医療法人の清算人による公告義務（第56条の8第1項）
 - ② 医療法人合併認可後の財産目録及び貸借対照表作成義務（第58条）
 - ③ 医療法人合併認可後の公告等の義務（第59条第1項）
- 2 医師法（昭和23年法律第201号）関係
臨床研修プログラム変更等の届出等の義務（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第4条及び第9条）
- 3 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）関係
衛生検査所の登録の変更等の届出の義務（第20条の4第3項）
- 4 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）関係
歯科技工所の開設の届出の義務（第21条）
- 5 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）関係
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所の開設の届出の義務（第9条の2）
- 6 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）関係
柔道整復師の施術所の開設の届出の義務（第19条）

以上

東日本大震災による医療法第八条の規定等による届出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年六月二十九日

内閣総理大臣
菅 直人

政令第百九十四号

東日本大震災による医療法第八条の規定等による届出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）第一条の規定により特定非常災害として指定された東日本大震災による義務の不履行であつて、次の各号に掲げる義務に係るものについての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律第四条第三項に規定する免責に係る期限は、当該各号に定める日とする。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第八条、第八条の二第一項及び第九条の規定による届出の義務 平成二十三年十一月三十一日

二 医療法第五十二条第一項の規定による届出の義務 平成二十三年九月三十日

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

事務連絡
平成23年6月29日

各都道府県衛生主管部（局）

医療主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置について（通知）」の一部訂正について

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置について（通知）」（平成23年3月17日付け医政発0317第22号厚生労働省医政局長通知）が発出されたところですが、その内容の一部に下記のとおり誤りがございましたので、別添により差替えをお願いいたします。

記

誤	正
第2 法令上の義務が期限内に履行されなかつた場合の責任の免除について 2 (略) (i) 医療法（昭和23年法律第205号）関係	第2 法令上の義務が期限内に履行されなかつた場合の責任の免除について 2 (略) (i) 医療法（昭和23年法律第205号）関係

病院等の開設等の届出義務 (第8条、第8条の2第2項、第9条) 医療法人の事業報告書等の届出義務(第52条第1項) 医療法人の清算人による公告義務(第56条の8第1項) 医療法人合併認可後の財産目録及び貸借対照表作成義務(第58条第1項) <u>医療法人の清算人による公告義務(第56条の8第1項)</u>	病院等の開設等の届出義務 (第8条、第8条の2第2項、第9条) 医療法人の事業報告書等の届出義務(第52条第1項) 医療法人の清算人による公告義務(第56条の8第1項) 医療法人合併認可後の財産目録及び貸借対照表作成義務(第58条第1項) <u>医療法人合併認可後の公告等の義務(第59条第1項)</u>
--	---

(照会先)

厚生労働省医政局指導課

TEL 03-5253-1111 (内線 4137)

03-3595-2194 (医政局指導課直通)

企画法令係 福田 佳英

E-mail:fukuda-yoshie@mhlw.go.jp

(別添)

医政発 0317 第 22 号
平成 23 年 3 月 17 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置について（通知）

「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 23 年政令第 19 号）が（別添 1）のとおり、平成 23 年 3 月 13 日付けで公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）（別添 2 参照）の規定の一部が、平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害に適用されることとなりました。

これを受けて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を指定する件」（平成 23 年 3 月 17 日厚生労働省告示第 56 号）が（別添 3）のとおり、平成 23 年 3 月 17 日付けで公布され、同日から施行されました。

これらに伴う厚生労働省医政局所管の法令の適用に係る留意点は下記のとおりですので、御了知の上、適切な対応方御配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長について

- 1 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 39 号）附則第 3 条第 2 項の規定に基づく衛生検査技師免許の申請の期間の満了日を平成 23 年 8 月 31 日に延長した。
- 2 1 のほか、厚生労働大臣は、その所管する法令上の事務に関し、平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者であって、理由を記載した書面によりその特定権利利益（法第 3 条第 1 項参照）に係る満了日の延長の申出を行ったものに対して、平成 23 年 8 月 31 日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

第 2 法令上の義務が期限内に履行されなかつた場合の責任の免除について

- 1 法令に基づき平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 6 月 29 日の間に履行期限が到来する義務が平成 23 年東北地方太平洋沖地震により履行されなかつた場合において、当該義務が平成 23 年 6 月 30 日までに履行されたときには、当該義務が履行されなかつたことについて、行政上及び刑事上の責任（過料に係るものも含む。）は問われない。（法第 4 条第 2 項）
- 2 厚生労働省医政局所管の法令に係る義務のうち、法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるものとしては、例えば次のようなものが挙げられる。なお、各々の法令上の義務に係る法第 4 条第 2 項の適用の可否について疑義が生じた場合には、法令に基づく担当窓口に照会されたい。

（1）医療法（昭和 23 年法律第 205 号）関係

病院等の開設等の届出義務（第 8 条、第 8 条の 2 第 2 項、第 9 条）

医療法人の事業報告書等の届出義務（第 52 条第 1 項）

医療法人の清算人による公告義務（第 56 条の 8 第 1 項）

医療法人合併認可後の財産目録及び貸借対照表作成義務（第 58 条第 1 項）

医療法人合併認可後の公告等の義務（第 59 条第 1 項）

（2）医師法（昭和 23 年法律第 201 号）関係

臨床研修プログラム変更等の届出等の義務（医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号）第 4 条及び第 9 条）

（3）臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）関係

衛生検査所の登録の変更等の届出義務の免責（第 20 条の 4 第 3 項）

- (4) 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）関係
歯科技工所の開設の届出義務（第 21 条）
- (5) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）関係
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所の開設の届出義務（第 9 条の 2）
- (6) 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）関係
柔道整復師の施術所の開設の届出義務（第 19 条）

第 3 医療法人に係る破産手続開始の決定の留保について

- 1 特定非常災害により債務超過となった医療法人に対しては、支払不能等の場合を除き、一定の期間（平成 25 年 3 月 10 日まで）破産手続開始の決定をすることはできない。（法第 5 条）

以上